

伊賀市土地利用審議会 会議概要

1. 審議会名 平成 30 年度第 5 回伊賀市土地利用審議会
2. 日 時 平成 31 年 3 月 27 日午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分
3. 会 場 伊賀市役所本庁舎会議室
4. 出席委員 5 名中 4 名 (委員名簿非公開)
5. 事務局 山本建設部長、辻村建設部次長兼都市計画課長、
川部都市計画課開発指導室長、稲森主任、大門主任、藤崎主任
6. 公開・非公開の別 非公開
7. 非公開の理由 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱第 4 条第 2 号
8. 会議概要作成年月日 平成 31 年 3 月 27 日

○ 事 項

- 1 あいさつ
- 2 審議案件
(1) 伊賀市土橋地内 社会福祉施設 (児童発達支援センター)
- 3 その他

○ 審議概要

審議案件 (1) 伊賀市土橋地内 社会福祉施設 (児童発達支援センター)

審議案件 (1) について説明に対する委員からの意見等

- 「近接する交差点の見通しが悪く、施設前の道路幅も狭いため、施設を利用する児童が事故に遭わない様に十分管理されたい」という地元住民自治協議会からの意見に対して、事業者はどのような対応を取るのか。

回答： 利用者は基本的に車で通所しますので、利用者が事故に遭わないような対策は、施設利用中に施設の敷地外に飛び出さないための策となります。ハード面では敷地の周辺部にフェンスを設置します。ソフト面では、事業者の運営面での工夫、具体的にはおそらく職員による見守りなどで、事故が起きないように最大限に配慮するとのことです。

- 伊賀市内に「児童発達支援事業所」や「児童に特化した相談支援事業所」が既にあるが、計画の施設は既存の 2 種類の施設とは事業内容が異なるのか。

回答：日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練を通所で支援する「児童発達支援事業所」と、対象児童に支援プランを立てる「児童に特化した相談支援事業所」の2つの機能が一体となったものが、児童福祉法による「児童発達支援センター」となります。支援プランを立て、実際に訓練や指導もできる施設は、伊賀市内で初めてとなります。

- 利用者が今回の施設に移ってしまい、市内の既設の利用者が無くなるということはありませんか。

回答：現在伊賀市内には「児童発達支援センター」は無く、利用者は遠距離であっても他市へ通われている現状です。他市の児童発達支援センターから伊賀市在住の利用者が今回の施設に移ることは想定されますが、児童発達支援事業はニーズが高く、伊賀市内の施設数はまだまだ不足している現状ですので、既存の施設についても利用者が無くなるとは考えておりません。

- 「非効率な都市基盤への投資を生じさせないこと」という認定指針について、検討内容を説明してほしい。

回答：保育所として利用されていた宅地を再利用するため、新たに開発行為を行い都市基盤を整備する計画はありません。道路の新設や給水管の引き込み、農業集落排水施設への新たな接続は無く、全ての既設の設備でまかいます。よって、非効率な都市基盤への投資は生じておりません。

- 新たなところを開発せず既存の設備を使用することなので、土地利用及び環境面では問題の無い計画だと考える。

審議案件（1）の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業を認定することは適当である。

以上